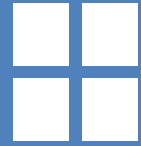


空家の管理代行サービスのご案内

—あなたの空家適切に管理されていますか？



雑草・建物の傷み etc

空家を適切に管理することは所有者の義務です

適切に管理されていない空家では、雑草や樹木の繁茂による衛生上の問題、老朽化による倒壊の危険などが高まり、近隣に迷惑を掛けることとなります。

また、万が一、所有している空家について、建物の倒壊や、建築部材の落下等により、近隣の建物や歩行者などに被害を及ぼした場合、所有者はその管理責任を問われることにもなります。

でも、
所有する空家が遠隔地にある…
忙しくてなかなか手が回らない…など

すぐに手を打たなければならないことは分かっているけど、ついつい放置してしまっている…

そのような時は、
空家の管理代行サービスをご検討ください。

主なサービス内容

- ・建物の確認、点検
- ・室内や敷地の清掃、通風
- ・郵便物の確認
- ・水道の水出し
- ・雑草除去 など

管理代行サービスを利用するメリット

- ・物件に適した内容で依頼内容を選択できます
- ※管理会社により選択できるサービス内容に違いがあります
- ・遠隔地に所有する物件については、都度自分で管理するより、管理代行サービスを利用したほうが、コスト面で優れていることもあります

管理代行サービスを頼みたいのだけど…

不動産業、ビル建物管理業、建設業や便利屋など幅広い業種の業者が、管理代行サービスを行っています。依頼したい事項に応じた業者を選びましょう。

■以下の団体で空家の管理代行を行っている加盟業者のご案内をしています。

公益社団法人 全日本不動産協会宮城県本部 ☎022-266-3358

月曜～金曜（祝祭日・夏季休暇・年末年始を除く）

午前10時～午後4時

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会宮城県支部 ☎022-224-3384

月曜～金曜（祝祭日・夏季休暇・年末年始を除く）

午前9時～午後5時半

※上記団体加盟業者以外でも、管理代行サービスを行っている業者があります

このチラシに関するお問い合わせ先

仙台市青葉区二日町1番23号（アーバンネット勾当台ビル9階）

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 TEL:022-214-6146